

序章 高松市の概要および環境保全行政

第1節 自然的・社会的条件

1 位置および面積

本市は四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置します。北部は、国立公園の瀬戸内海に面し、女木島、男木島等の島が点在しています。中央部は、讃岐平野と丘陵地が広がり、数多くのため池が点在し、田園景観を形づくっています。南部は讃岐山脈で最も高い竜王山や大滝山が連なっており、豊かな自然に恵まれ、多種多様な動植物の生息地となっています。

本市は、平成17年9月26日に塩江町と、18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣5町と合併しました。

位置と面積	東経 134° 02'
	北緯 34° 20'
広ぼう	面積 375.17 平方キロメートル
	東西 23.6 キロメートル 南北 35.9 キロメートル

(平成24年12月25日現在)

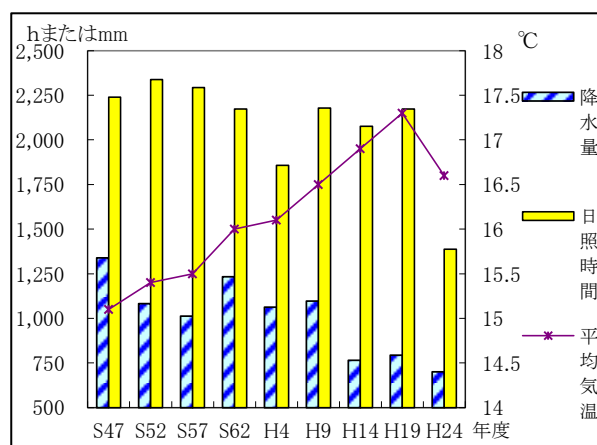


2 気象

本市は瀬戸内海気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性があります。

また、瀬戸内海に面していることから、晴れた穏やかな日には、海陸風が発達するなどの局地循環もよくみられます。

(巻末資料 116P <1-1>)

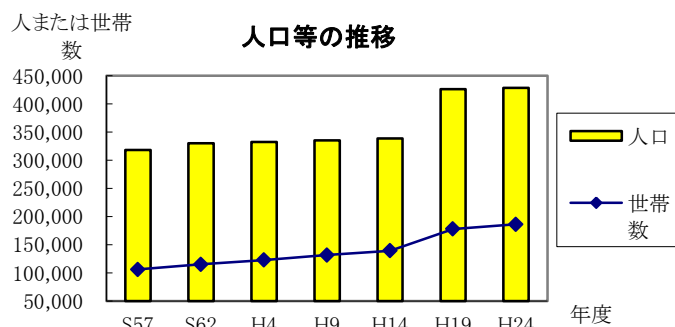


3 人口等

本市の人口および世帯数は、近年ほぼ横ばいの状態にありましたが、平成17年9月26日に塩江町と、18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣5町との合併により、大幅に増加しています。

(巻末資料 116P <1-2>)

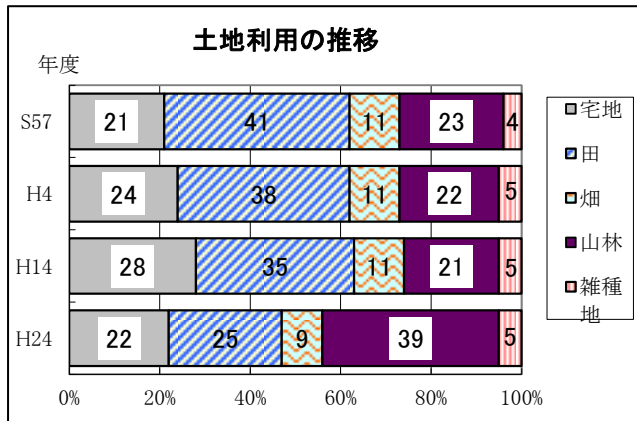
※10月1日現在の国勢調査による。



4 土地利用等

(1) 土地利用の推移 (固定資産税課税分の高松市内における土地の地目の割合)

宅地、田・畑・山林などの地目別土地利用面積の推移をみると、宅地が徐々に増加し、田や山林は、農地の宅地造成、林地開発などにより減少していましたが、近隣町との合併により、山林が大幅に増加しました。



※固定資産評価面積による。

(2) 都市計画区域指定面積 239.81km²

(平成25年3月31日現在)

平成12年5月に都市計画法(昭和43年法律第100号)が大幅に改正され、線引き制度が原則として都道府県の選択制になるなど、地域の実情に応じた都市計画の策定が可能となりました。

これを受け、香川県の「香川県都市計画基本構想検討委員会」から、14年5月「都市計画区域を再編し、新しい土地利用コントロール制度の導入を前提として線引き廃止」との結論が出ました。

本市では、14年8月に市内に「高松市都市計画検討委員会」を設置し、県が策定する都市計画区域マスタープランと連携を図りながら、新たな土地利用コントロール制度について、都市計画決定等の手続を行い、16年5月17日に施行しました。

(3) 用途地域指定面積 約6,427ha

平成18年3月31日に、同年1月10日に合併した牟礼町、香川町および国分寺町の一部の用途地域において、建ぺい率を改めて定め、高松市

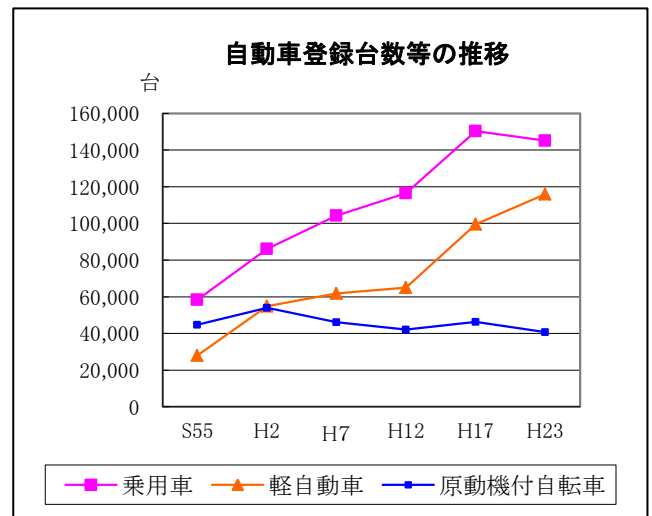
の用途地域とする変更を行いました。また、23年12月1日に仏生山地区の県農業試験場跡地において、用途地域(第一種住居地域)を指定しました。(巻末資料116P<1-3>)

5 産業の概況

本市の産業は、前の土地利用状況を示すグラフで田畑が減少しているのと同様に、第1次産業の割合が極端に少なくなっている反面、第3次産業の割合が全体の約8割を占めるほど高くなっています。(巻末資料116P<1-4>)

6 交通

自動車登録台数等は、平成17年度までは微増傾向にありましたが、17年度以降は、乗用車と原動機付自転車が減少傾向となっています。ただし、軽自動車については、17年度以降も微増傾向になっています。(巻末資料117P<1-5>)



第2節 組織

1 環境問題庁内連絡会議

環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成8年10月1日に「高松市環境問題庁内連絡会議」を設置しました。

また、23年4月には、地球温暖化をめぐる各種施策の効果的な推進を図るため、これまでの「総務部会」、「温暖化対策部会」、「水環境部会」の三つの部会を、「総務・温暖化対策部会」、「水環境部会」に再編しました。

(巻末資料117P<1-6>)

高松市環境問題庁内連絡会議の構成

(平成25年4月1日～)

区分	役職名等
会長	副市長（環境局担当）
委員	副市長
	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	会計管理者
	消防局長
	病院局長
	上下水道局長
	教育局長
	監査事務局長
市議会事務局長	

2 環境審議会

高松市環境審議会は、従前の公害対策審議会を発展的に継承して、平成7年9月28日施行の高松市環境審議会条例（平成7年条例第37号）に基づき、同年11月1日付けで初代委員の委嘱が行われました。その任務は、環境の保全に関

する基本的事項について調査審議する市長の諮問機関です。

審議会は、7年11月16日に市長から環境保全に関する基本的な条例に盛り込むべき内容について諮問を受け、慎重審議の末、8年1月31日にその答申がなされ、高松市環境基本条例（平成8年条例第20号）が制定されました。

(巻末資料118P<1-7>)

3 廃棄物減量等推進審議会

高松市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づく高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例（平成5年条例第16号）第17条の規定により、平成6年2月に設置されたものです。（巻末資料118P<1-8>）

4 産業廃棄物審議会

高松市産業廃棄物審議会は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争が生じ、市長があっせんの依頼を受け、生活環境の保全のため必要と認めるときのあっせんを行う場合および産業廃棄物処理施設の設置許可をする場合に専門的知識を有する者として調査審議するため、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例（平成10年条例第46号）第8条の規定に基づき平成11年5月1日に設置されたものです。

14年11月11日に、市長から「設置許可申請のあった産業廃棄物処理施設の計画が周辺地域の生活環境保全上適正な配慮がなされているか」について諮問を受け、同年11月27日に、特に支障はない旨の答申がなされました。

5 地球温暖化対策実行計画推進協議会

高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会は、

序章 高松市の概要および環境保全行政

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく高松市地球温暖化対策実行計画の策定およびその実施の推進を図るため、関係行政機関、学識経験者、市民団体代表などで構成され、平成21年10月13日に設置されたものです。(巻末資料119P<1-9>)

6 水環境協議会

高松市水環境協議会は、本市の持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市持続可能な水環境の形成に関する条例(平成22年条例第42号)に基づき、平成22年12月1日に設置されたものです。

(巻末資料119P<1-10>)

第3節 環境の保全および創造に関する条例

1 環境基本条例

かつての公害を中心とした環境問題は、今日、様相を異にして地球規模の環境問題に見られるように、私たち自身の社会経済活動の在り方、あるいは生活様式の在り方が問われる時代となっています。

そのような、今日的課題に対応していく上での条件整備の一環として、平成8年3月、高松市環境審議会の答申を経た上で、高松市環境基本条例を制定しました。

その内容は、環境の保全および創造に関する理念を定め、市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

2 持続可能な水環境の形成に関する条例

水は、すべての生命の源であり、生活用水を始め農業用水や工業用水として私たちの暮らしを支え、また、河川やため池、海岸などの水辺環境を通して憩いと潤いを与えてくれるかけがえないものです。しかし一方では、干ばつや洪水、高潮など、時として私たちの生活に脅威を与える存在でもあります。

本市では、水に恵まれない地勢や気象条件にありながら、水を最大限に生かし、水の脅威を免れるための工夫を凝らし、水と人との良好な関係を築いてきましたが、経済成長による生活様式の高度化や都市化の進展により、水を大量に消費する生活に慣れた私たちは、水の大切さを忘れ、自然の水循環を阻害し、水と人との良好な関係を崩し始めています。

このようなことから、先人たちが苦労を重ね築き上げてきた水と人との関係を見つめ直し、水の持つ多面的な価値を最大限発揮できるシステムを構築することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で未来の子どもたち

に引き継いでいく、すなわち「持続可能な水環境の形成」が求められています。

本市では、この「持続可能な水環境の形成」に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年9月に本条例を制定しました。

3 公害防止条例

本市では、昭和47年4月に公害防止条例を制定し、公害関係法令を補完するとともに、大気汚染や騒音の防止等に対して市独自の規制等を導入することにより、本市の公害防止施策の実施に大きな役割を果たしています。最近では、近隣6町との合併に伴い、合併町内の工場や指定施設の設置者等に対する経過措置を講ずるため、平成17年9月および12月に改正を行いました。

4 環境美化条例

本市は、昭和54年9月に「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に高松市環境美化都市推進会議を発足させ、中央通りの一斉清掃を始めとする各種の環境美化意識の啓発事業を推進してきました。

市民意識調査の中でも「環境美化・リサイクルの促進」に高い関心が示されており、市民モラルの向上を図り、「ポイ捨てしない」美しいまちづくりと容器包装の再資源化を促進する必要から、平成9年3月に、生活環境の保全および創造とまちの美観向上のための市民、事業者、行政の責務と具体的な施策、罰則規定を定めた環境美化条例を制定しました。

なお、近隣6町との合併に伴い、旧町の環境美化に関する条例の規定に違反した者に対してなされた勧告等について経過処置を講ずるため、17年12月に改正を行いました。

また、中央通り等の中心部について、たばこの吸い殻のポイ捨て防止を重点的に推進する区域を「歩きたばこ禁止区域」として指定し、備付け

序章 高松市の概要および環境保全行政

の灰皿のある場所以外での喫煙を禁止する措置を講ずるため、18年3月に条例を改正しました（施行は18年6月1日）。

しかしながら、禁止区域内以外の区域では、依然として空き缶やたばこの吸殻のポイ捨てが後を絶たない現状にあったため、21年12月に、美しい景観を保護・復元するための「高松市美しいまちづくり条例」が制定されたことに合わせ、環境美化条例を一部改正し、全市域の公共の場所における喫煙の制限および印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました（施行は22年4月1日）。

5 廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成4年7月に抜本的に改正されたことを受け、それまでの高松市廃棄物の処理および清掃に関する条例を全部改正したもので、廃棄物の排出量の増大と質の多様化、不法投棄等の不適正処理の問題等に対応し、将来にわたって適正な処理を維持するため、排出者の責務の明確化、排出の抑制、再生利用の促進等を盛り込み、これら廃棄物処理の体系を具現化するため、整備したものです。

また、近隣6町との合併に伴い、合併町内の一般廃棄物処理に関する経過処置を講ずるため、17年9月および同年12月に改正を行いました。

6 都市公園条例

本市の都市公園の設置および管理についての規定であり、都市公園については、都市公園法（昭和31年法律第79号）によるほか、本条例が適用されます。

内容としては、公園の設置等についての公告規定、公園の管理について公園内での行為を特定し、制限するほか、法に基づく占用等の届出、使用料、有料の公園施設の使用、監督処分、指定管理者等を規定しています。

7 緑化条例

本市における緑の保全、回復による緑のまちづくりを推進するため、市、事業者、市民の責務を規定するとともに、緑化計画の策定、緑化街区の指定および緑化協定制度を設け、そのための助成措置を定めるとともに、工場の緑化に関する助言などを規定しています。

8 美しいまちづくり条例

高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちとし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、景観と環境美化に関する施策を一体的に推進するための必要な事項を規定した美しいまちづくり条例を平成21年12月に制定しました。

9 景観条例（旧：都市景観条例）

景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく、良好な景観の形成のための行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、美しいまちづくり条例の基本理念にのっとり、景観形成に必要な事項を定めることにより、景観の保全、育成または創造を図り、もって本市をゆとりと潤いのある美しいまちにすることを目的として、平成24年3月に「都市景観条例」を景観法に基づく「景観条例」に改正しました。

10 屋外広告物条例

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、屋外広告物および屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成もしくは風致の維持と、公衆に対する危害の防止をすることを目的としています。

内容としては、禁止地域、禁止物件、許可地域等の指定による屋外広告物の規制、屋外広告業の登録制度、屋外広告物審議会の設置、罰則などで構成されています。

第4節 環境基本計画の基本的事項

1 環境基本計画

(1) 計画の位置付け

本計画は、高松市環境基本条例に基づく環境行政の基本の計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すもので、市民・事業者・行政の協働による、良好な環境の保全と創造を実現するための方策として、市の施策と市民・事業者の行動指針を示しています。

また、本市の最上位計画である第5次高松市総合計画「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」の基本構想を具体化する分野別計画として位置付けられています。

(2) 計画の期間

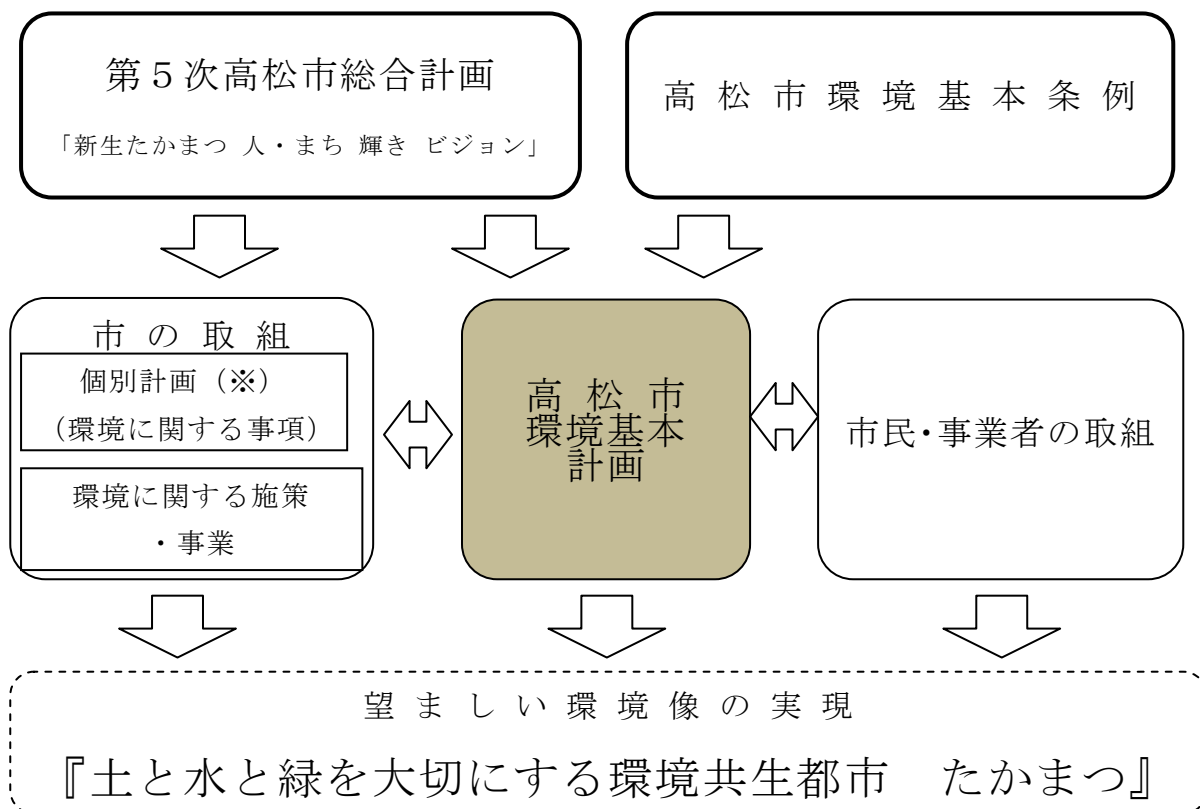
本計画の期間は、第5次高松市総合計画「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」の基本構想期間と同じく、平成20年度から27年度ま

での8年間とします。

(3) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次に示すように身近な環境から地球環境まで、幅広い意味での環境を対象とします。

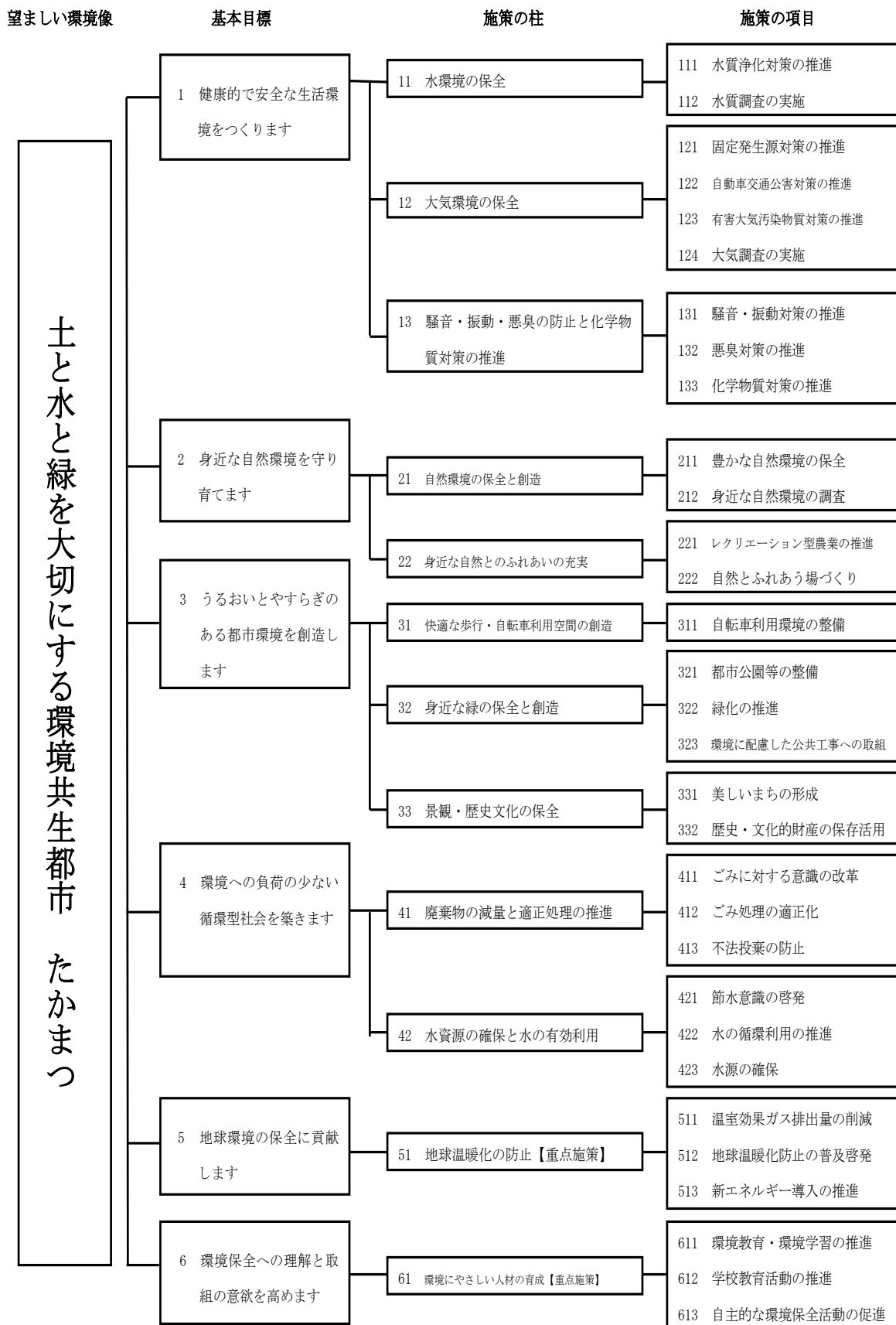
- ア 生活環境の保全
(水質、大気、騒音など)
- イ 自然環境の保全
(地形地質、植生、動物、自然景観、森林・里山、農地など)
- ウ 都市環境の創造
(公園・緑地、緑化、都市景観、文化財など)
- エ 資源の循環的な利用
(廃棄物、水資源・水循環など)
- オ 地球環境の保全
(地球温暖化、新エネルギーなど)



※その他環境の保全および創造に関する計画について

香川地域公害防止計画，都市環境計画，生活排水対策推進計画，緑の基本計画，都市景観基本計画，一般廃棄物処理基本計画，水環境基本計画，循環型社会形成推進地域計画，地球温暖化対策実行計画（順不同）

(4) 計画の施策体系図



(5) 基本目標

望ましい環境像をより具体化した目標として、次の6つの基本目標を掲げ、その連携と調和を目指します。また、基本目標は、施策体系における各施策の基本的な方向性を示すものです。

ア 健康的で安全な生活環境をつくります

私たち人間の基本的な権利である健康が保護され、誰もが安心して暮らしていける生活環境にするため、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や騒音、市内河川の水質汚濁を始めとする公害を防止し、生活環境の改善と向上を図ります。

イ 身近な自然環境を守り育てます

海・山・川など、私たちの身近なところにある自然環境を、自然との親しみやふれあいを提供してくれる環境として守り育てます。

ウ うるおいとやすらぎのある都市環境を創造します

地域固有の景観や歴史的環境に配慮しながら、環境への負荷をできるだけ低減するようなまちづくり、生活者の視点を大切にされたまちづくりを進め、人が暮らし・活動する場としてのうるおいとやすらぎのある都市環境を創造します。

エ 環境への負荷の少ない循環型社会を築きます

「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」を「循環型社会」に変えるため、「循環型社会形成推進基本法」を始めとするリサイクル関連法体系の整備が進められています。このような状況を踏まえて、発生したごみを適正に処理するという考えだけでなく、ごみの減量化や資源の循環的利用に取り組みます。

オ 地球環境の保全に貢献します

近年、大気中の二酸化炭素・メタンなどの温室効果ガスの濃度が上昇し、地球温暖化という地球規模における環境の悪化に直

序章 高松市の概要および環境保全行政面しています。これに対応するために、「京都議定書」が採択され、わが国においても温室効果ガスを削減するための取組みが進められています。このことから、本市では、各種取組を推進するとともに、市民・事業者・行政が連携して地球温暖化防止に努めます。

カ 環境保全への理解と取組の意欲を高めます

環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を促すため、家庭や地域、職場などでの自主的な環境教育・環境学習を促進するとともに、次代を担う子どもたちが環境への関心を持ち、環境を保全していくことの大切さを学べるよう、学校における環境教育・環境学習などを推進します。

(6) 計画の推進

ア 計画の進行体制

本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内組織の環境問題庁内連絡会議において、計画の進捗状況について点検・評価します。

また、市議会や環境審議会に、毎年度、計画の進捗状況等を報告し、意見を伺う中で、実施可能なものは、速やかに対応します。

イ 計画の進捗状況の公表

本市の環境の現状および環境問題への関心と理解を深めていただくため、本計画の各種事業や施策の進捗状況等を明らかにした「高松市環境白書」を作成し公表するとともに、本市ホームページに掲載します。